

令和 2 年 12 月 7 日

令和 2 年広島県議会 12 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和二年広島県議会十二月定例会議案目次（その二）

県第 百 号	広島県手数料条例の一部を改正する条例	一
県第百一号	工事請負契約の締結について	三
県第百二号	工事請負契約の締結について	五
県第百三号	工事請負契約の締結について	七
県第百四号	工事請負契約の締結について	九
県第百五号	工事請負契約の締結について	一一
県第百六号	工事請負契約の締結について	一三
県第百七号	工事請負契約の変更について	一五
県第百八号	権利の放棄について	一七
県第百九号	和解に応じることについて	二一
県第百十号	行政不服審査会事務の事務委託の廃止に関する協議について	二三
県第百十一号	当せん金付証券の発売総額について	二五
県第百十二号	公立大学法人県立広島大学に係る中期目標の一部変更について	二七

県第百号議案

広島県手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和二年十二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県手数料条例の一部を改正する条例案
 広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）				別表（第一条関係）			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
家畜改良増殖法（昭和二 五年法律第二十九号） の項において「法」とい う。	家畜改良増殖法施行 規則（昭和二五年 農林省令第九十六号） 第三十八条の規定 による家畜人工授精 の開設許可証の書換 え	家畜人工授精 の開設許可証 手数料	七〇〇円	家畜改良増殖法（昭和二 五年法律第二十九号） の項において「法」とい う。	家畜改良増殖法施行 規則（昭和二五年 農林省令第九十六号） 第三十八条の規定 による家畜人工授精 の開設許可証の書換 え	家畜人工授精 の開設許可証 手数料	七〇〇円
家畜改良増殖法（昭和二 五年法律第二十九号） の項において「法」とい う。	家畜改良増殖法施行 規則（昭和二五年 農林省令第九十六号） 第三十九条の規定 による家畜人工授精 の開設許可証の再 交付	家畜人工授精 の開設許可証 の再交付手数料	七〇〇円	家畜改良増殖法（昭和二 五年法律第二十九号） の項において「法」とい う。	家畜改良増殖法施行 規則（昭和二五年 農林省令第九十六号） 第三十九条の規定 による家畜人工授精 の開設許可証の再 交付	家畜人工授精 の開設許可証 の再交付手数料	七〇〇円

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴う家畜人工授精所開設許可証の書換交付手数料の新設など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第百一号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり主要地方道吉田豊栄線（東広島高田道路）道路改良工事（仮称）向原吉田トンネル二工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 主要地方道吉田豊栄線（東広島高田道路）道路改良工事（仮称）向原吉田トンネル二工区）
- 二 工事場所 安芸高田市向原町戸島
- 三 請負金額 一、七五六、四八〇、〇〇〇円
- 四 請負者 東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号
前田建設工業株式会社
神戸市兵庫区七宮町二丁目一番一号
寄神建設株式会社
東京都中央区日本橋茅場町三丁目四番二号
株式会社 青木組
- 五 工期 議決の日の翌日から
令和四年十月二十七日まで

(提案理由)

主要地方道吉田豊栄線(東広島高田道路)道路改良工事(仮称)向原吉田トネル二工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百二号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R二―二工区）の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 津之郷山守線（福山西環状線）道路改良工事（R二―二工区）

二 工事場所 福山市駅家町大橋から同町近田まで

三 請負金額 一、九五二、五〇〇、〇〇〇円

四 請負者 広島市西区観音新町一丁目二〇番二四号

エム・エムブリッジ株式会社

千葉県船橋市山野町二七番地

株式会社 横河ブリッジ

千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一

三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社

五 工 期 議決の日の翌日から

令和六年一月三十一日まで

(提案理由)

津之郷山守線(福山西環状線)道路改良工事(R二―二工区)の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百三十三号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のおり県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他

工事

二 工事場所

東広島市西条町田口

三 請負金額

二、四六九、五〇〇、〇〇〇円

四 請負者

呉市中央三丁目一二番四号

大之木建設株式会社

広島市中区大手町四丁目六番一六号

株式会社 共立

東広島市西条中央六丁目三一番三八号

株式会社 ケーシーエル

五 工 期

議決の日の翌日から

令和六年一月二十六日まで

(提案理由)

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第四百四号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他電気設備工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他

電気設備工事

二 工事場所 東広島市西条町田口

三 請負金額 八〇三、〇〇〇、〇〇〇円

四 請負者 広島市中区袋町六番一四号

株式会社 長沼電業社

広島市西区東観音町一二番九号

株式会社 池久保電工社

五 工期 議決の日の翌日から

令和六年一月二十六日まで

(提案理由)

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他電気設備工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百五号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他空気調和設備工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他
空気調和設備工事

二 工事場所

東広島市西条町田口

三 請負金額

六九八、五〇〇、〇〇〇円

四 請負者

広島市安佐北区上深川町二四四番地一
ダン環境設備株式会社
東広島市西条町寺家七九五九番地の三
光元設備工業株式会社

五 工 期

議決の日の翌日から
令和六年一月二十六日まで

(提案理由)

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他空気調和設備工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第百六号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり県立障害者リハビリテーションセンター（わかば療育園外五棟新築その他衛生設備工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 工事名 県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他

衛生設備工事

二 工事場所 東広島市西条町田口

三 請負金額 六二七、〇〇〇、〇〇〇円

四 請負者 広島市安佐北区上深川町二四四番地一

ダン環境設備株式会社

東広島市西条町寺家七九五九番地の三

光元設備工業株式会社

五 工 期 議決の日の翌日から

令和六年一月二十六日まで

(提案理由)

県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他衛生設備工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

県第七号議案

工事請負契約の変更について

平成三十一年県第三十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変 更 後	変 更 前
一・二 (略)	三 請負金額	一・二 (略)
三 請負金額	五、七八三、七〇五、六〇〇	三 請負金額
四・五 (略)	円	五、七三二、〇二〇、〇〇〇
		四・五 (略)

(提案理由)

平成三十一年県第三十号議案により契約を締結することについて議決を得た広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、県議会の議決を求める。

県第百八号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 放棄する権利
消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権
- 二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成五年度	一五、八一八円
	平成六年度	一七、二五六円
	平成七年度	一五、八一八円
	平成二二年度	七、三三六円
	平成二三年度	九、一七〇円
	平成二四年度	九、一七〇円
	平成二五年度	一、八三四円
	平成二六年度	三、六六八円
	平成二七年度	二二、〇〇八円
	平成二八年度	二二、〇〇八円
	平成二九年度	二二、〇〇八円
	平成三〇年度	二二、〇〇八円
	平成二二年度	一〇、九二四円
	昭和六三年度	一九、六〇〇円
	平成元年度	一八、一〇〇円
母子福祉資金貸付違約金	平成二年度	二〇、七〇〇円
	平成三年度	一八、六〇〇円
	平成一五年度	一一、九五〇円
生活保護費戻入金及び返還金	平成一六年度	四八一、七〇六円

等 業務委託契約の解除に伴う違約金 高等学校校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金 県立病院使用料及び手数料	平成二六年度	一三二、九〇〇円
	平成一四年度	二四三、〇〇〇円
	平成一三年度	四一四、〇〇〇円
	平成二七年度	四三五、七二〇円
	平成二四年度	七二、五九〇円
	平成二三年度	三四八、二九〇円
	平成二二年度	一〇三、三八〇円
	平成二〇年度	二五〇円
	平成一九年度	三一、一五〇円
	平成一七年度	九、八五〇円
	平成一四年度	五九六、九七〇円
	平成一七年度	五四七、七〇〇円
	平成一六年度	一、八五九、六〇〇円
	平成一五年度	一、八四〇、六〇一円
	平成一四年度	一、二八四、四一七円
	平成一三年度	九六九、九四九円
平成二二年度	三八五、九〇五円	

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

県第百九号議案

和解に応じることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、次のおり和解に応じることについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 未来チャレンジ資金貸付金返還請求事件の事件番号、相手方及び係属裁判所

令和二年 （切） 第八一九号	事件番号		相手方	係属 裁判所
	氏名	住所		
				広島地方 裁判所

二 和解条項

- 1 広島県（以下「原告」という。）と []（以下「被告」という。）は、以下の事項について相互に確認する。
 - (一) 被告が、原告に対し、令和二年九月十一日、本件借入金債務の元金百五十六万円を支払ったこと。
 - (二) 被告が、原告に対し、令和二年九月二十九日、本件借入金債務の元金百五十六万円に対する令和元年十一月一日から令和二年九月十一日まで年八・八五パーセントの割合による遅延損害金十一万九千五百二十五円を支払ったこと。
- 2 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 3 訴訟費用は各自の負担とする。

(提案理由)

■に対する未来チャレンジ資金貸付金返還請求事件は、和解により解決することが
適当と認められるので、和解に応じることについて、県議会の議決を求める。

県第一百十号議案

行政不服審査会事務の事務委託の廃止に関する協議について

世羅三原斎場組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託の廃止に関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

世羅三原斎場組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

世羅三原斎場組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

世羅三原斎場組合と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託を廃止することに関し、同組合と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十一号議案

当せん金付証券の発売総額について

当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条第一項の規定により、令和三年度に発売できる当せん金付証券の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求めらる。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和三年度に発売できる当せん金付証券の発売総額は、次のとおりとする。

一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和三年度に発売できる当せん金付証券の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。

県第百十二号議案

公立大学法人県立広島大学に係る中期目標の一部
変更について

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり公立大学法人県立広島大学の中期目標の一部を変更することについて、県議会の議決を求める。

令和二年十二月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

公立大学法人県立広島大学中期目標の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>一 中期目標の期間 平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの六年間とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) 大学院教育等に関する目標 (1) 幅広い視野と応用的実践力を兼ね備えた人材を育成するため、学術研究の高度化と優れた研究者養成機能の強化を進めるとともに、高度で専門的な知識や技術の修得に加え、研究倫理を遵守し、社会的に評価される能力を備えた県内産業や地域社会を支える職業人を育成する。</p> <p>(2) 保健・医療・福祉など、幅広い分野のニーズに対応できる人材を育成するため、総合学術研究科保健福祉学専攻に博士課程後期を設置・運営するとともに、学部・学科等の再編を踏まえて、大学院教育の高度化や再編について検討を進める。</p> <p>2 (略) (3) (略)</p>	<p>一 中期目標の期間 平成三十一年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの六年間とする。</p> <p>二 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) 大学院教育等に関する目標 (1) 幅広い視野と応用的実践力を兼ね備えた人材を育成するため、学術研究の高度化と優れた研究者養成機能の強化を進めるとともに、高度で専門的な知識や技術の修得に加え、研究倫理を遵守し、社会的に評価される能力を備えた県内産業や地域社会を支える職業人を育成する。</p> <p>また、学部・学科等の再編を踏まえて、大学院教育の高度化や再編についても検討を進める。</p> <p>2 (略) (2) (略)</p>

(提案理由)

県立広島大学大学院総合学術研究科保健福祉学専攻において、博士課程後期を設置するため、公立大学法人県立広島大学中期目標の一部を変更することについて、県議会の議決を求める。